

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第63号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第5 議案第64号 瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第6 議案第65号 瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）
- 日程第7 議案第67号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第68号 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について
- 日程第9 議案第69号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第77号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第66号 瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その2）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18までの各事件

追加日程1 発議第9号 議員 松野藤四郎君に対する懲罰動議

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治

7番 森 清 一
9番 松 野 貴 志
11番 杉 原 克 巳
13番 庄 田 昭 人
15番 広 瀬 武 雄
17番 松 野 藤 四 郎

8番 馬 淵 ひろし
10番 今 木 啓 一 郎
12番 棚 橋 敏 明
14番 若 井 千 尋
16番 若 園 五 朗
18番 藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
市 民 部 長	棚 橋 正 則	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 照 泰
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一	監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子
総 務 課 長	野 田 秀 樹	財 務 情 報 課 長	脇 田 恵 二

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	宇 野 伸 二
書 記	広 瀬 潤 一		

開会及び開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和3年第4回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号18番 藤橋礼治君と1番 広瀬守克君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（広瀬武雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず2件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わりまして、2件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は令和3年10月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

ただし、公金紛失について意見がありました。当月中、市民窓口課の公金収納において、領収済通知書の合計額と現金の合計額に2万円の差異が生じ、2万円の公金不足が判明しました。市民窓口課で現在調査中のため、公金の不足現金2万円は、一時的に釣銭会計から補填しているそうです。公金紛失は市に損害を発生させ、ひいては市政に対する市民の信頼を失墜させる

行為となりかねないことから、市民からの貴重な税金等を扱っているという意識を持ち、改めて公金収納に対して対策を行っていただきたいとの意見であります。

その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、10月15日に市民協働安全課を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 以上、報告した2件の資料は、事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思えます。

次に、議員派遣の結果を報告願います。

11月4日から5日の市町村議会議員研修、議会改革を考えるについて、関谷守彦君から報告をいただきます。

5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より議員派遣の報告について発言の許可をいただきましたので、11月4日、5日に開催されました令和3年度市町村議会議員研修「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報交換～」について報告をいたします。研修には、若園五朗議員、松野貴志議員、馬淵ひろし議員、そして私、関谷の4名が参加をいたしました。参加者を代表して報告をさせていただきます。

今回の研修は、大津市にある全国市町村国際文化研究所において行われ、全国から74名の参加がありました。早稲田大学の北川正恭名誉教授、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長の講演と、大阪府箕面市議会の中嶋三四郎議員、京都府精華町議会の佐々木雅彦議員から事例報告がなされ、2日目の午後からは、議会だよりをテーマにグループ討議が行われました。

最初に、元三重県知事の北川氏よりVUCA、ブーカというそうですけども、「VUCA時代における地方議会の展望」と題して講義がありました。墨田区議会の議会事務局による議事運営等に対する提案権の設置、兵庫県西脇市議会の年間40回以上の議会報告会、あるいは高山市、可児市の議会による高校生主権者教育など、議会改革あるいは政策提言の紹介をしながら、TTP（徹底的に他市町の取組をパクリ）、そういったことを提唱されておりました。そして、これからの議会改革は、基本条例を作成して終わりではなく、質的充実、実質的充実が求められていること、そして監査機能だけではなく、議員間討議を重視し、政策提案機能を充実させていくことを力説されておられました。

続きまして、27歳で町長に当選し、2期務められた中嶋氏からは、「議会改革度調査から見る地方議会」と題して講義がありました。二元代表制において、議会には議決権という執行部に対して絶対的な力があり、これを生かすには、議員個人の活動からチーム議会としての一丸となって議会の役割を果たすことが必要であることが強調されておりました。具体的には、執行部に対する監視、チェックとしての役割だけでなく、立法機関として民意を集約し、提案、決定をしていくことが必要であること。そのためには、議会として、あるいは委員会として、住民、あるいは各種団体との意見交換会を数多く行い、住民の声を議会として聞き、その声を市政に生かしていくことが重要であり、これからの時代は議会力の差で地域に差が生まれる、そういった趣旨のことを述べておられました。

また、コロナ禍の下で、議会として住民の意見を聞く機会を失ったり、専決処分が増え、議決する機能が弱まったりするといった現象が全国で多く見られるようになりましたけれども、こういった状況を改善するために、昨年度タブレット端末の導入を行った議会が増え、オンライン会議を行っている議会が、そのアンケートによれば95の議会になっているというような報告もございました。社会環境ががらりと変わり、今、議会が積極的に活動できるための基盤整備、議会運営などの制度を変えるIT環境を強化することが求められていると述べておられました。

続いて、箕面市の中嶋議員からは、議会改革の具体的な取組について報告がありました。まず議会改革を開催したことから始まり、それがそれでは不十分ということで、地域別、あるいは分野別の意見交換会に発展をし、また本会議、委員会全てのライブ録画配信を実施した上で、2018年に議会基本条例が制定されたとのことであります。その後、議会運営における調査・研究、合意形成プロセスの見える化を進めていくということで、議員報酬、定数における検討プロセスといったものを明確にして取り組んだ、あるいは公立幼稚園・保育所の運営の在り方について、独自に設置した公式の会議で調査・研究を進め、議会総体として民営化ではなく、公立幼稚園・保育園の再編を検討すべきとの提言がまとめられたとの報告でありました。議会改革の目的は、住民の利害調整、政策提案という合意形成をつくることであり、その準備のために必要なことが議会改革であるとの報告がございました。

精華町の佐々木議員からも、2009年に議会基本条例が制定されるその前から、議会としては執行部の追認機関にならないよう、各種審議会から議員を除くようにしたり、予算決算の常任委員会を設置してきたことも報告され、基本条例制定後は通年議会の導入、あるいは議員間討議を委員会に導入、議会報告会、ワールドカフェ方式の意見交換会などに取り組んできたことが報告されました。

今回の研修を通し、私が特に感じたことは、旧来のやり方にとらわれない議会運営の進め方、議員同士の自由な討論の大切さです。これらのことが今後当市の、当議会の議会基本条例推進

特別委員会を中心に様々な角度から議会改革に取り組み、住民福祉の向上に役立てていきたい、そのような感想を持たせていただきました。

以上をもちまして、令和3年度市町村議会議員研修「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報交換～」について報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第63号から日程第17 議案第77号までについて（提案説明）

○議長（広瀬武雄君） 日程第4、議案第63号瑞穂市監査委員の選任についてから日程第17、議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

〔「一括するのは異議あり」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） ただいま一括議題について異議ありとの発言がございまして、賛同者もございましたが。

〔「詳細について説明します」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） ちょっと待ってください。

これについて、異議がある場合は、実を言いますと、異議の申立ては会議規則第35条の規定によりまして3人以上を必要といたします。よって、異議ある諸君の起立を求めます。

〔「すみません」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、先ほど議長から63号、64号、65号を一括審議すると。私は、異議というのは、今は動議です。要は、一括してやっては駄目ですよということです。それぞれ委員会に付託して審議するのが当然ではないかと、こういうことです。

○議長（広瀬武雄君） もう一度、松野藤四郎議員に申し上げますが、会議規則第35条の規定によりまして、3人以上の必要がございますので、異議の申立てにつきましては。

○17番（松野藤四郎君） 違う、聞こえてこうへん、全然。マイク入っておるか。

○議長（広瀬武雄君） じゃあもう一度申し上げますが……。

○17番（松野藤四郎君） 私は動議をかけておるんですよ。異議ということは動議ですよ。

○議長（広瀬武雄君） 動議は動議でよろしいんですが、いわゆる今は一括議題とすることに異議ありという動議ですね。そういうことでしょうか。

一括議題とすることに異議がありますかと聞いたら、松野藤四郎議員は異議ありと、こういう御発言でしたね。だから、それには、先ほど来申し上げておりますように、会議規則第35条の規定によりまして、3人以上を必要といたしますので、ここで取り上げるわけにはまいりま

せん。現在3人以上になっておりません。

○17番（松野藤四郎君） 訂正します。分かりました。

○議長（広瀬武雄君） 取消しですか。

○17番（松野藤四郎君） 取り消します。

○議長（広瀬武雄君） それならよろしいんですね。

それじゃあただいま松野藤四郎議員の発言を取り消されましたので、次に進めます。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆さん、改めましておはようございます。

今年も残すところ一月余りとなり、次第に寒さが厳しくなる季節となってまいりましたが、本日、令和3年第4回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

まずは、政府の経済対策の補正予算案になります。

私は、今月18日、東京で開催された全国市長会理事会・評議員会に出席をしました。令和4年度国への要望事項等の議決のほか、国の補正予算案についても立谷会長から情報提供がありました。経済対策としての事業費は31兆円を超える予算規模となるようで、補正予算としては過去最大規模となるとのことでした。

私が最も気になることとして要望しておりましたのは、自治体がコロナ対応に活用できる交付金である地方創生臨時交付金の追加交付になります。全国市長会では1兆円規模の要望をしていると伺いました。また、意見交換では、3回目のコロナワクチンの供給状況、今年度の人事院勧告の取扱い、新たな経済対策である18歳以下を対象にした10万円相当の給付のうち、現金5万円の年内支給について詳しく知ることができました。

年の瀬を迎えるに当たり、この1年を振り返って総括的に所感を申し上げますと、やはり今年度は新型コロナウイルス感染症への対応、ワクチンの接種に尽きると感じます。1月8日、緊急事態宣言の発令により、市においてもプロジェクトチームを立ち上げ、ワクチン接種を職員一丸となって進めてまいりました。4月に3回目の緊急事態宣言が発出され、第4波が到来しましたが、市では5月から65歳以上を対象にワクチンの接種を開始し、予約から接種まで市民の皆様や医師会の御協力により順調に進めることができました。

7月には、感染拡大となった東京都が緊急事態宣言区域に追加されるなど、第5波となりましたが、7月23日から東京オリンピック・パラリンピックが新型コロナウイルス感染対応を行いながら無事開催がなされました。市では、7月から64歳以下のワクチンの接種が始まり、現在3回目の接種に向けて準備を進めているところです。また、市の感染対策、経済対策として、

地方創生臨時交付金による中小企業・小規模事業者活性化補助事業などをはじめ34事業を実施しているところです。そして、明日12月1日から28日まで、コロナ禍で影響を受けた瑞穂市の地域経済を回復させることを目的に、瑞穂市商工会に市内事業所活性化補助金を交付し、デジタル化としてのスマートフォンへの移行の推進、コロナ感染防止対策となる非接触型のバーコードのキャッシュレス決済サービスとなるPay Payを活用し、決済金額の最大20%が後日に付与されるサービスを開始されます。

そのような中でも、新しい生活様式に対応しながら、私が市内の3つの地方創生の拠点として掲げている（仮称）中山道大月多目的広場整備事業、犀川遊水地整備事業、JR穂積駅周辺整備事業の施策を展開しております。

1つ目の（仮称）中山道大月多目的広場は、いつでも誰でも利用できる芝生を中心とした広場として今年度末に完成予定で、市民の皆さんに親しみを持ってほしいという願いから、広場のメインとなる芝生広場について芝生張りのボランティアを募集し、大勢の市民の方の御協力をいただきました。東海環状自動車道大野神戸インターにも近く集客が見込まれることから、地方創生の視点もコンセプトに加える形で広場の運営を考えていきたいと思っております。

また、瑞穂市には、季節に応じて富有柿、梨、イチゴ、バラ、サボテン、洋ラン、アスパラガスなど、ほかにもたくさんの特産品があり、新たな販路としての販路拡大につなげる絶好のチャンスになると思っております。民の力や地域の力もお借りをし、隣接する図書館分館や中山道という史跡も含めて、地方創生の交流人口を増やす拠点にしていきたいです。

2つ目のJR穂積駅周辺整備事業は、手始めとして、駅周辺の円滑な道路交通や安全性の確保などを目的とし、別府交差点改良工事を計画しております。ソフト事業では、昨年引き続き、11月27日よりJR穂積駅南口噴水広場でのイルミネーションを点灯しています。イルミネーションは、電車を降りて寒い中、家路に向かうときに、心だけでも温めてもらいたいと始めて3年目となります。今やこの季節の風物詩にもなりつつあります。また、穂積駅は市の玄関口であり、駅を利用される方に少しでも気持ちよく利用していただく、穂積駅の魅力の向上を図っていきます。

3つ目の犀川遊水地整備事業は、牛牧排水機場等の整備で最終的な治水事業の完成形を迎えつつありますが、五六閘門、清流みどりの丘公園、さい川さくら公園に関わる犀川遊水地を国が進めるグリーンインフラと位置づけ、水辺空間の良好な環境とにぎわいの創出事業として、国・県、そして市、それぞれが整備することを集約した全体像を描き、（仮称）犀川遊水地グリーンインフラ事業と検討業務を進めているところです。

さい川さくら公園では、3月に「「さい川さくらフェス」瑞穂でつながる～SDGs～」と題して、犀川遊水地を舞台として、SDGsの理解の醸成のため、普及啓発事業としてSDGsカードゲームやフットゴルフを行います。にぎわいの創出の拠点として、さい川さくら公園

に市内外から参加をいただき、河川沿いの水と緑豊かな魅力が多くの方に伝わることを願っています。

今年は災害のないことを願っておりましたが、7月には熱海市の伊豆山地区での大雨による土石流災害が発生し、大きな災害となってしまいました。8月の九州から山陰、東海地方での大きな被害をもたらした大雨については、当市でも災害警戒本部を設置し警戒に当たり、幸い大きな被害もなく済みました。10月24日には、市消防団、消防署、自衛隊のみに規模を縮小しましたが、瑞穂市総合防災訓練を実施しました。大地震等の発生に備え、行政における初動体制の確保や防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、災害時における情報収集や伝達訓練などを実施し、どの訓練も指揮系統が的確で、確認、合図など確実かつ迅速に遂行され、非常に有意義な訓練であったと感じております。

新型コロナウイルス感染症の影響で歳入面でも厳しい状況の中、新年度予算編成がスタートしているところではございますが、今まで以上に不要不急な事業はないか、事業の必要性と優先順位を見極め、限られた財源の中で着実にまちづくりを進めていく方針ですので、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件に関する案件が4件、指定管理の指定に関する案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件が8件、補正予算に係る案件が2件、合計15件であります。そのうち14件について、順次提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、議案第63号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

監査委員の1名の退職に伴い、新たに1名を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めます。

次に、議案第64号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてであります。

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の適用をするため、議会の同意を求めます。

次に、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）であります。

農業委員会の委員の任期が令和4年4月30日に満了となることから、新たに13名を農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めます。

次に、議案第67号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

コミュニティセンターの施設管理業務について、指定管理者の指定の期間が満了することに伴い、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めます。

次に、議案第68号瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定についてであります。

瑞穂市中山道大月多目的広場の整備に伴い、市条例の制定を行うのであります。

次に、議案第69号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
令和4年4月1日からの組織変更に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第70号瑞穂市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
市における非強制徴収公債権及び私債権について、執行停止及び債権放棄を公平かつ公正に執行するために、全ての債権について同様に執行停止及び債権放棄ができるよう、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第71号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険税の適正化のため及び将来的な県内の国民健康保険税水準等の統一化を目指すとともに被保険者間の負担の公平性を図るため並びに全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第73号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第74号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）等の施行に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第75号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）等の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第76号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,178万9,000円を追加して、総額206億2,201万5,000円とし、繰越明許費として2件追加、債務負担行為として4件の追加を補正するものであります。

歳出の主なものは、民生費では、老人福祉費のねんりんピック実行委員会補助金を大会の中止により1,900万円減額、福祉医療費の扶助費を3,706万8,000円、臨時福祉給付金等給付費の

償還金を2,051万1,000円それぞれ増額しました。

衛生費では、予防費のワクチン接種委託料として2,559万6,000円増額しました。

農林水産業費では、農業振興費の補助金を事業完了等に伴い、合わせて1,479万4,000円減額をしました。

土木費では、河川改良費の排水機場改修事業業務委託料を1,000万円、教育費では小学校費の学校管理費の備品購入費として804万2,000円それぞれ増額しました。

公債費では、公債費の繰上償還として償還金を1億6,044万円増額しました。

歳入の主なものは、市税1億170万円、地方特例交付金7,100万円、国庫支出金を2,847万2,000円、財産収入を326万8,000円、諸収入を6,685万6,000円それぞれ増額し、公共施設整備基金からの繰入金を1,134万5,000円減額するものであります。

次に、議案第77号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ5,045万円を追加し、企業債として1件の変更、債務負担行為として1件の追加を補正するものであります。

以上、14件の提出議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩といたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時18分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第63号から議案第65号までの3議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議案第64号と65号については、重大な事項、案件であり、委員会付託の動議をします、委員会付託。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） ただいま委員会付託省略についての異議がありますので、起立によって採決いたします。

ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第63号から第65号までの3議案について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 起立多数です。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第63号から第65号の3議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第63号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第63号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

瑞穂市監査委員に浅村孝司君を選任することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は同意することに決定いたしました。

議案第64号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第64号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、議案第64号について質疑をいたします。

瑞穂市の農業委員の定数については、農業者数が1,100以下、または農地面積が1,300ヘクタール以下であればということで、上限の14名が当市に適用されております。今回の委員候補者

数は20名とお聞きをしております。そこでお尋ねしますが、個人による推薦、法人団体による推薦、そして一般応募ということで20名であります、その内訳についてお答えを願いたいというものです。

以下については自席から行います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 個人の方の推薦が5名、団体の推薦の方が5名、あと一般応募の方が10名となっております。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今お答えがありましたように、個人による推薦者が5名、法人団体による推薦者が5名、一般応募は10名ということで、20名の応募者があったということでございます。その中でお尋ねをしたんですけれども、応募者の中に多年にわたっている、15年と資料を見ますとあるんですが、15年連続している委員がお見えだというふうに伺っておりますが、間違いないでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 通算で15年以上の候補者の方はございます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員の候補者選定委員会があるんですが、ここを経て委員候補者14名を決定されております。その内訳としては、認定農業者が2名、認定農業者等に準ずる人が2名の合計4名であることから4分の1以上を適用するわけですけれども、応募者の中には、今述べた人のほかに該当する人がいるのではないかと。認定、あるいは準ずるとか、そういった方が4名ですけれども、今回応募された中には、そういったところに該当する人がいるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 応募された20名の方の中では、今回議案で提出させていただいております4名以外の方もございました。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今部長から御答弁があったように、私のほうにも応募をされた方からお尋ねがございました。その方は、法人の役員とか、またあるいは一般応募したけれども、前にも農業委員をやっていたと。その方は、巢南地区は柿がたくさんありますから、柿に関する役員をしていたと。そういった方ですけれども、今回の14名の中に入っていない理由は何で

しょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今回の14名の方の選考につきましては、瑞穂市の農業委員会候補者選定委員会設置要綱に基づきまして選定委員会を開催して、基準を設けて、20名の方の点数でちょっと判断をさせていただいておりますが、そちらの14名の方を候補者として提出させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 候補者選定審査表というんですか、そういったものを含めて点数を出されたというふうに思います。その点数が14名の中に入っていなかったというふうでよろしいですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今回、議案として提出させていただいております2議案になりますが、合わせて14名の方は、20名の中でその点数の上位14名ということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平成28年までに、多分1期だと思っておりますけれども、農業委員をやられておりました。1つ飛んで、今回申込みといいますか応募されていると思うんですね。前々回の農業委員の活動ぶりといいますか、そういったところが今回の審査の中で欠落していたというふうで最後できなかった、決定されなかったと、このように思わざるを得ないんですが、そのような形でしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 20名の方の個別のお話は、こちらの委員会は非公開で行っておりますので、個別の方についてお話しすることはちょっとできませんし、私も委員ですが、私を含めて5名の方が客観的にそれぞれの委員の方が見られて点数をつけられたものと判断しておりますので、個別の候補者についてお答えはできません。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 選考委員会は非公開という話ですのであれですが、では、今回新たに候補者選考審査表というんですか、これが先般市役所の玄関のところに公示をされておりました。そこを見ますと、女性、あるいは50歳未満が3ポイントと、こういうことで加算されておるわけですがけれども、農業認定者やと5ポイント、このポイントですね。やはり女性とか50歳未満の方の積極的な農政政策に協力していただくということであれば、5ポイントであっ

てもいいんじゃないかと。これは国のほうのをしっかり見ていませんけれども、そこら辺の、例えば県のほうからも指導があったんじゃないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） ポイントをなぜ5ポイントとか3ポイントというのは、会議の内容になりますので、その説明はちょっと省略しますが、委員会としても中立委員、認定農業者等、または女性、また青年、50歳未満ですね、こちらの選考には当然配慮をするというところで、こちらのような加算が行われたものだと私も思っております。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ次へ行きましょうね。

今といたしますか現在ですが、農業委員選任については、各地区といたしますか、従前の方法で委員を選任していると。これは、ここの地図というのがそうですね。各地区で昔からずっとこうやってやっておるわけですね。地区割りして、そこで選出をして委員になってもらうと、こういう図面になっているんですね。今回20名の応募ですから、同一地区から複数の応募があったというふうに思われます。どのように扱われているのか、ちょっとそこら辺についてお答えを願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業委員の選考につきまして、今松野議員さんは地区割りというふうなお話をされましたが、地区割りがあるのは農業委員ではなしに、最適化推進委員さんにつきましては、校区で人数が定められておりますが、農業委員につきましては、一部の地区に偏ってはいけないというのは考慮は入れますが、校区とか地区割りとかいう概念はございません。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この資料は、瑞穂市農業委員会校区・地区割り地図となっておりますね。これでそれぞれの委員が1人ずつおるわけですね。そういうふうな選出をしておるわけですよ。20名ですから、どこかで重複してくるわけやね。そこら辺の扱いはどうなっているかと聞いておるんですよ。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今、松野議員がお持ちの資料は、多分前回のものかなと思いますが、そちらは14名の方をまず選任をして、その後、農業委員会のほうで地区割りをされた図面ですので、その図面の地区割りが必ず今回の農業委員の選任というような地区構成にはなっ

ていないと思いますので、先ほども申しましたが、農業委員会の選任につきまして、この地区から何名とかいうような考え方はございません。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国の言っている農業委員会等に関する法律、これは第8条第7項ですね。これは、要は8条は委員の任命ですが、任命に当たっては、委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。同一地区から複数人任命してもよいのではないか、このように思いますが、いかがですか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 著しい年齢の偏りというところで最初に御説明をさせていただきました年齢、例えば今回ですと、50歳未満の方は3ポイントというようなことで配慮はしております。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 認定農業者等は、農業委員の過半数を占めることについて、そして農業委員会の所掌事項による利害関係を有しない者が含まれている、これはいいですね。任命要件としていますが、各地区から選任も分かりますが、若者や女性等、瑞穂市、今後のまちづくり、そして農業政策に対して詳しい認定農業者の数を増やすのは非常に難しいということは存じておりますけれども、そういった農業関係に関心があり、積極的な参加という人の登用が大切であると思っておりますが、今回のこの任命に当たって、そこら辺はどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 20名の方皆さん自らの応募、推薦がありましたけれども、応募をされるということは、皆さん農業に熱意を持って、瑞穂市の農業のことを考えて立候補、もしくは推薦で応募されていると思っておりますので、20名の方、同じスタートラインというんですか、そういうような農業の取組への熱意は感じられると思っております。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 関係ないというお話をされてきましたけれども、14名の委員を選んだと言っていますので、そこを含めて質問をしているわけです。

いろいろ質問しておりますけれども、現在の農業政策、あるいは収益、高齢化で農業離れが進んでおる現状であります。今回4名ということで、4分の1以上となっておりますが、これが農業経営、あるいは次のそういった認定者が出てこないといったときに、以下であった場

合、この場合はどのようになるわけでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） まず質問としては、4名に足りなかったら、例えば3名だったらどうかというような御質問でよろしいですか。

その場合は、農林水産大臣の承認を得て、4分の1以下の基準を設けることも可能となっております。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは改正の中に書いてありましたかね、ちょっと確認しますが、どこに書いてありますか。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど説明した条文は、農業委員会等に関する法律施行規則の第2条第3号になると思います。ちょっと読ませていただきますと、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等、または第1号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たときというところでうたわれておりますので、たまたま今回は瑞穂市は4名の方がお見えですので、議会の同意をいただいておりますが、3名の場合はもう少しちょっと農林水産大臣の承認を得るというような手続が必要になってくると思います。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質問がちょっと重複するかも分かりませんが、農業委員の選任に当たっては、あらかじめ地区や団体ごとの定数枠を設けて推薦を求めることは、当該地区や団体の構成員で募集に応募しようとする者の選任の機会を制限することになるため、僕は適当ではないと思います。

今後、農業委員の選任については、行政としてはどのようなお考えでお見えになっているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君に申し上げますが、議題の趣旨は、認定農業委員等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号を適用するため、議会の同意を求めるものであるという、その趣旨に従った御質問に変えていただけたらと思います。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それも分かっていますし、全員協議会の資料にも補助的な質問をし

ておるわけです。そこをちゃんと、14名が決定したという、そこら辺の理由を含めた話をしておるわけですよ。

最後に、農業委員会の中にはたしか部会とか何かがあったような気がしたんですね、農政か農地だったかな、何かの部会があると思いますけれども、毎月会合をされておりますが、今後の課題に対して取り組む姿勢というのは、少し私は不足しているのではないかと考えます。これは議事録から見ますと、委員1人の方の発言が8割から9割ぐらいと。ほかの委員の方は何もおっしゃらないと。こういうような状況でありますから、今後の部会の在り方等について、あるいは農業委員会の在り方といいますか、そこら辺について検討してもらおうと、検討していただくと、このようにお願いして質問を終わります。

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君の質疑は少し範囲を超えたようなところもありましたので、今後気をつけていただくように、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

議案第64号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は同意することに決定しました。

議案第65号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）は、13人について議会の同意が求められております。

1人ずつ順にお諮りします。

最初に、まず青木千恵子君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

先ほど松野藤四郎議員も度々お話をされているところがかぶるところもございしますが、今まで農業委員と言われますのは、定員に対し、地域の方がある程度お話をされ選出されてきたということもございしますが、今回、定員の14名というところで20名応募があったということもございしますが、その20名応募があったことに対して、執行部、どのようなお考えであるかということ、あとそれと選考委員長が副市長ということもございしますので、副市長にもどのように考えていらっしゃるのかということもまずお聞きしたいということもございします。

あともう一点は自席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 20名の応募があったということは、執行部が一番心配しておりましたのは、定員に達しなかった場合のことを考えておりましたので、20名の応募があったということは、大変関心があつてよかったと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） それでは、次の質問に行きますが、今回6名の方がオーバーで出てみえるわけなんでございしますが、前は委員会の付託をされて、今回もう委員会付託は終わったわけございしますが、質問でございしますが、私、今の付託というか、その20名、6名の方とか、いろいろ先ほど藤四郎議員も質問があつたんですけども、今ここですぐ採決をとというのが大変我々も難しいかなと思うところもございまして、そこら辺のところをやっぱり審査というか協議、その20名に対し協議したほうがいいんじゃないかということもありますし、先ほどの任期がまだございしますので、今急いでこの採決はどうかなと思うんですが、その点をお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬守克君に申し上げますが、ただいまお諮りしておりますのは、青木千恵子君に対する質疑でございます。個人に対する質疑でございますので、付託などについては全く関係のないこととさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 3番 若原達夫でございます。

農業委員の任命についてということもございしますが、農業委員の内訳をお尋ねしたいと思ひ

ますが、先ほどは地区割りという概念はないということでございましたが、選考された14名のうち、巢南地区は6名、穂積地区は8名ということでございますが、候補者の方の内訳、20名の方、巢南地区何名、穂積地区何名か教えていただけるとありがたいと思います。

以下は自席でお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） それでは、桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） すみません。今回の議案、2議案で14名の方の同意ということですので、選考委員会の際の20名の内訳はちょっと御用意しておりませんので、今すぐちょっと御回答はできませんので申し訳ありません。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 突然の質問で申し訳ありません。農業委員会の定数は今回14名ということなんですけれども、瑞穂市が合併した年には特例で36名、そして平成16年から28年までは16名、それから法の改正により28年以降は14名に至っているということを確認しております。合併後は選挙ということで、そういう体制でございましたが、定数に満たない、定数以下ということで選挙はございませんという報告も受けました。しかし、今回、14名というところに20名を超える応募があり、今までにない選考委員会になったと思うんですが、その辺のところの背景にあるもの、農業委員会の体制とか、また巢南地区の市民の方から苦情や投書があったり、また農業振興地域を抱える巢南地区から農業委員への不満や意見の相違があったとお聞きしております。これは一個人の意見ではなく、市民の声を代弁する立場から発言させていただいております。

こうした意向を踏まえまして、選考委員長である副市長にお尋ねいたしますが、青木様を含め、その他の基準に対して、そういった点を十分考慮されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君に申し上げますが、ただいまお諮りしておりますのは、先ほど来申し上げておりますように、青木千恵子君に対する質疑なんですけど、ただいまの質疑は青木千恵子さんに対する質疑と受け止めてよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） はい、それで大丈夫です。全員に対してということとか、一般論が通らなければ取り消します。

○議長（広瀬武雄君） 青木千恵子君を選んだ選考基準についてお尋ねなんです。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） その解釈でよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） ということで、桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 本議案は13名の方を御審議いただくんですが、全ての方につきまして、選考委員会で20名の候補者から14名を絞ったという同じような回答になると思いますので、ここでちょっと回答させていただきますが、5名の選考委員の中で20名の方を点数化して、上位14名を選ばせていただきまして、その最初の方が青木さんで候補という説明になりますので、よろしくお願ひします。

あと、選考委員会の内容につきましては非公開となっておりますので、これ以上の回答は控えさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

青木千恵子君に同意することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 起立多数です。したがって、青木千恵子君に同意することに決定いたしました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回の委員の任命については、起立、それからボタンでやりますね。これは、やはり委員の方というのは、プライバシーというのかな、そういうところもあるために、1人ずつ無記名の投票をしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（広瀬武雄君） それは提案なんですね。

○17番（松野藤四郎君） はい。

○議長（広瀬武雄君） 会議規則の第37条の3項のところを読んでいただきますと、このようなことができることになっておりますし、討論なしでできるということになっております。1回読んでおいていただきたいと思ひます。

○17番（松野藤四郎君） 討論の話はしていない、採決、最後の話ですよ。押しボタンと起立

で採決するでしょう。それは駄目だと言っておるんです。書いていない。

〔「だから、動議でもないのにこんな議論しておったらあかんでしょ」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） だから、その提案は、今質疑ですので、提案という内容であれば、その発言は取り上げることができません。もう全て議会運営委員会で決定した上でこれは進めておりますので、議会の途中でこういうふうにするべきではないか、ああいうふうにするべきではないかという提案はお受けすることはできかねます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これ一人一人任命が出てくるんですけれども、そこでお一人の方のことを判断するんですけれども、非常に難しいところもあるし、要はよその地方自治体の議会を見ていると、押しボタン方式もやっているけれども、この件については、やはり皆さんのプライバシーといいますか、そういうことがあるから、無記名の投票でどうでしょうかと、このように申し上げておるんですけれども、駄目だということですか。

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君に申し上げますが、採決の方法はいろいろありますが、瑞穂市議会におきましては、この件については起立方式で対応しておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○17番（松野藤四郎君） 受け入れてくれんですね。

○議長（広瀬武雄君） そうですね。

先ほど途中になりまして、松野藤四郎君の発言の手が挙がりましてけれども、起立多数で、青木千恵子君に同意することに決定しましたことを再び申し上げまして、次に移らせていただきます。

次に、浅野隆士君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

浅野隆士君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、浅野隆士君に同意することに決定いたしました。

次に、岩田重雄君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

岩田重雄君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、岩田重雄君に同意することに決定いたしました。

次に、岩田好博君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

岩田好博君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、岩田好博君に同意することに決定いたしました。

次に、北村一也君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

北村一也君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、北村一也君に同意することに決定いたしました。

次に、高田里美君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

高田里美君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、高田里美君に同意することに決定いたしました。

次に、高田住代君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

高田住代君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、高田住代君に同意することに決定いたしました。

次に、堤透君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

堤透君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、堤透君に同意することに決定しました。

次に、林鉄雄君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

林鉄雄君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、林鉄雄君に同意することに決定いたしました。

次に、廣瀬普君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

廣瀬普君に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、廣瀬普君に同意することに決定いたしました。

次に、古川正敏君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

古川正敏君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、古川正敏君に同意することに決定いたしました。

次に、松野光彦君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

ただいま農業委員の任命の件ですけれども、松野光彦さんについての反対討論をいたします。

この方は、農業委員を15年間連続で携わっております。やはりこの間に新しい農業委員を指導育成する立場ではないかと、このように思います。まだまだ、これまた3年間やるということですが、行政に携わっていたということに鑑み、このようにずっとやっておるわけですけれども、そのために、例えば瑞穂市が農振地域の除外といった提案をいろいろしておるわけです。ある議員は、巢南地区の都市開発といいますか、住宅、あるいは工業団地といいますか、そういったことに取り組んでいる議員が一般質問もしておる中、農振地域の除外適用をするために、市が一生懸命頑張っておるわけですけれども、ここに名前が出ていますから、彼は農業委員会の会合のたびに、一人でその会合の時間をたくさん使って要は反対をするわけです。巢南地区の皆さんは、そこを農振地域の適用除外をして、農業をやってくれる子供たちのおうちを造りたいと、このような希望であるというふうに思います。

しかし、彼は、現職時代に調整区域に子供の住む農家住宅を建設しました。当時は、市役所の役職職員、普通の課長じゃなくて管理者といいますか、そういった立場であった。道路幅員は、私は測ってきましたけれども、3.7ちょっとしかないですね。普通、皆さんがいろいろおうちとか倉庫を造ったりする場合、道路に面したところは4メートル以上しかできません、建築の許可が下りません。そこを自分の力で、職員が駄目だと言っても、4メートルに申請書の図面を書き直して建築事務所へ、最終的には建築事務所へ行くわけですけれども、瑞穂市で受

けて、そして建築事務所へ行って、そこで回答が出て、初めておうちができると。4メートルに改造しておるんですよ。

これは、逆に言ったら、公文書違反なんですよ。違いますか。市の職員が実際の道路幅より増やして、4メートルにして、自分の職権で出しておる、職権を利用して。職員は何も言えませんよ。あかんと言っておってもやってしまうんですよ。私は1週間ぐらい前にその情報公開の資料を市へ請求しました。市から許可が出ましたから、間もなく大垣の総合庁舎で内容が分かると思います。例えば今、3メートル75のところの家を造ろうと思っても、市は受け付けませんよ。当然です。当時からそのままの現状ですから、道路は。そういったことを平気でやるような、今回上がってきている農業委員に選任して、同意していいでしょうか。

そこは皆さんよく考えてくださいよ。選任したら、巣南地区の皆さんの農業者とか住民の方は、巣南地区の農振除外適用を一生懸命やろうと市が言っている、市民も思っている。それを反対するような農業委員を選任したら、皆さん大変だと思いますよ、今後。そこら辺をよく考えて、私は反対討論といたします。

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎議員に申し上げますが、ただいまの質疑は、多少私生活にわたる言論をしてはならないという項目に抵触しておりますので、今後気をつけていただけたらと思います。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと声が分かりにくいので、小さいんですよ。聞きにくいんです。はっきり言ってください。

○議長（広瀬武雄君） それでは、再度申し上げますが、ただいまの松野藤四郎君の質疑は、個人の問題を取り上げて議論してはならないというところに若干抵触しておりますので、今後気をつけていただきたいということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は、公文書偽造をやっておるんですよ、平気で。そこを確認しますよ。職員が公文書を偽造して申請している。これを見てくださいよ、認めないかんて。

○議長（広瀬武雄君） それは、今申し上げましたように、ちょっと限度を超えておる内容ですので、それはそれとして、発言を今後ちょっと慎んでいただきたいと。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 限度を超えているってどういうことですか。私は事実に基づいて反対討論しておるんですよ。

○議長（広瀬武雄君） 例えば今公文書偽造とかというような御発言がありましたが、その証拠たるものが松野藤四郎議員個人が確認した上での発言ではありますものの、そういうことが一

般にまだ認められていないところにおいて、個人をそのような形で批判することはいかなものか。いわゆる議案との間の整合性に欠けるのではないかということです。

要は、松野藤四郎君がおっしゃりたいことは、松野光彦君に対する質問、質疑の中で、いわゆるこういうことがあった、ああいうことがあったという言われ方は、根本的には私生活に関わる問題でもありますので慎んでいただきたいと、こういうことです。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私生活という、私は役場の職員でおった人がそういうことをしているよということですよ、偽造して。それが私生活なんですか。

○議長（広瀬武雄君） 私生活も入りますよ。入ります。大きく捉えれば入りますよ。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 一般市民の方が窓口に行っているいろいろ申請しますわね。今回は、違法なことをやっている職員は、道路幅をごまかして4メートルにして、そういうことをやっている職員、それは偽造やないですか、公文書の。それを堂々と建築事業者に対して提出しているんですよ。それが私生活になるのかな。公務員の倫理違反や。

○議長（広瀬武雄君） そのような発言は違法とか、そういうものではありませんけど、現在の質問、質疑は、いわゆる範囲を超えておるという解釈に値しますし、細かい個人的な問題については、会議規則第55条第2項の規定によって発言を禁止されておりますので、その辺のところを配慮いただきたいと思います。

[「議長、休憩」の声あり]

[「賛成」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） ただいま休憩の動議がありまして、賛成者がありますので休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時40分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

ただいま松野藤四郎議員は席におりませんが、先ほど来申し上げましたように、発言が質疑・討論の範囲を超えておりまして、会議規則第55条第2項の規定によって発言を禁止いたします。

それでは、次に進めます。

原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

松野光彦君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、松野光彦君に同意することに決定いたしました。

次に、森隆君に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

森隆君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、森隆君に同意することに決定いたしました。

以上により、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18 議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第18、議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その2）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、松野藤四郎君の退場を求めます。

〔17番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（広瀬武雄君） 市長、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、先ほどに続きまして、1件の議案の提案について説明をさせ

ていただきます。

議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その2）であります。

農業委員会の委員の任期が令和4年4月30日に満了となることから、新たに1名を農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の提出議案につきまして、概要を説明させていただきました。適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後0時00分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号を会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第66号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第66号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その2）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

瑞穂市農業委員会の委員に松野正子君を任命することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立少数です。したがって、議案第66号は同意しないことに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

〔「議長、懲罰動議」の声あり〕

〔「賛成」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） それでは、馬淵ひろし君の動議、その理由を述べてください。

○8番（馬淵ひろし君） 動議を提出した理由を申し上げます。

議席番号8番の馬淵ひろしでございます。

先ほど議案第65号の瑞穂市農業委員会の委員の任命についての中で、松野藤四郎議員がされた反対討論の中で、事実かどうか今の段階で確認が取れない発言であり、またそれが個人の非常に名誉にも関わるような内容になっておりましたので、しっかりと精査をした上で、今の件につきまして、また藤四郎議員のほうには、議長からの再三の注意もありましたし、発言の取消し、訂正をされたらどうかということもございましたが、そういうのは今はしないというお話を聞いておりますので、ぜひこれは議会としても議会の品位を保つために、しっかりと調査した上で、この案件については皆様で話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、懲罰の動議を提出させていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） それではしばらく休憩に入ります。

休憩 午後0時04分

再開 午後2時36分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど馬淵ひろし君ほか2人から、地方自治法第135条第2項の規定によって、発議第9号議員 松野藤四郎君に対する懲罰動議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第9号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（広瀬武雄君） 追加日程第1、発議第9号議員 松野藤四郎君に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、松野藤四郎君の退場を求めます。

〔17番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（広瀬武雄君） 次に、提出者の説明を求めます。

8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議員 松野藤四郎君に対する懲罰動議について説明をさせていただきます。

私、馬淵ひろしと若園五朗議員、そして松野貴志議員の発議をもって、この議案を発議させていただきます。

朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

次の理由により、議員 松野藤四郎君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び瑞穂市議会会議規則第161条第1項の規定により動議を提出いたします。

理由としましては、議員 松野藤四郎君は、11月30日の本会議において、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）の一部の候補者に対する討論の中で、候補者に対し「公文書違反、申請書の改ざん、職権の利用があった」などとの発言がありました。この発言に対し、議長から再三注意がされたが、それに従わず、地方自治法第129条に定める議長の秩序保持権に違反し、議事の進行に多大なる影響を与えました。

また、この発言は、候補者の私生活に及び、地方自治法第132条にも違反をしております。このことは議会の品位を汚すことであり、規律を遵守し、議会秩序を保持する瑞穂市議会とするため、懲罰を求めるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

瑞穂市議会委員会条例第7条第1項に、議員の懲罰動議があったときは、懲罰特別委員会が設置されたものとするがあります。また、同条第2項には、懲罰特別委員会の定数は5人とすると規定されております。さらに、瑞穂市議会会議規則第162条で、懲罰動議の審査は、委員会への付託を省略して議決することができないと規定されております。

そこでお諮りいたします。これらの規定によって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、本件はこれに付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、5人の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

懲罰特別委員会委員を選任する必要がありますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時49分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、馬淵ひろし君、若園五朗君、若井千尋君、広瀬守克君、森清一君の以上 5 人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員の方は正・副議長室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第 2 項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時51分

再開 午後 2 時57分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長には若園五朗君が、副委員長には広瀬守克君が決定しましたので報告いたします。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後 2 時58分